

介護保険制度下の法令遵守・業務の点検とサービスの質の向上のために！

サービス提供責任者スキルアップ研修会 — 訪問介護計画作成編 —

訪問介護事業所 サービス提供責任者、管理者、訪問介護員 各位

介護保険制度下の指定基準により、訪問介護事業所では、利用者が 40 人またはその端数を増すごとに、1人以上のサービス提供責任者を配置しなければなりません。この規定は、利用者へのサービス提供における、サービス提供責任者の責務を明確に求めているとともに、訪問介護事業所として、法令遵守を徹底し、質の高いサービスを提供するよう求めています。訪問介護事業所が、良質なサービスを提供するためには、事業所の中核であるサービス提供責任者が、ケアマネジャーと連携しながら、担当する利用者・家族の意向や、介護生活の状況などをアセスメントし、ニーズに応じた訪問介護計画を作成の上、計画に沿ったサービスを、ホームヘルパーに指示を出し、提供するという一連の業務を、的確に行うことが必要です。

本研修は、講義によりサービス提供責任者の役割や指定基準などの制度の理解を再確認して頂き、演習を通じてアセスメントの実施や訪問介護計画の作成のポイントを学ぶカリキュラムに致しました。現在行っている業務を点検し、より良いサービス提供につなげて頂くために、本研修をご活用頂けると幸いです。奮ってご参加頂きますようお願い申し上げます。

カリキュラム

時間	内 容
9 : 30~10 : 40	介護、そして介護を支える社会のしくみとサービス提供責任者の役割
10 : 50~12 : 40	サービス提供責任者の業務に必要な法令の理解（介護保険法、指定基準等）
13 : 30~16 : 30	・演習—要介護の事例を用いたインテークやアセスメントの実施、ニーズに応じた訪問介護計画の作成 ・まとめ

日 程 2020年4月21日 9 : 30~16 : 30

講 師 石橋 亮一 先生

＜介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員＞

受講料 11,000円

ネット配信の加入者は半額で受講可能です！

会場 広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町 1-6-29 市内電車南区役所前徒歩3分

対象 サービス提供責任者、管理者、ホームヘルパーなど

申込方法 ファックスでのお申込になります。下記の申込書式を記入の上、ファックスを送信願います。受付後確認のファックスを致します。

支払方法 受講案内を送付致しますので、受講案内が届いた後お振込み願います。
問合せ先 お茶の水ケアサービス学院 TEL 03-3863-4000

ファックス 03-3863-4006

お名前	フリガナ	役 職	ネット配信の 加入の有無	有・無
		事業所名		
住 所	(〒 -)	(事業所・自宅)		
TEL		FAX	e-mail	

※お申し込み後(申込日を1日目とします)、7日目以降のキャンセルについては、お振込前でも受講料の半額がかかります。また、申込日に拘らず4/7以降のキャンセルについては全額のキャンセル料がかかりますのでご注意ください。※キャンセルのご連絡がない場合は、キャンセル扱いにはなりませんのでご注意ください。